

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 6 - 56

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則 6 - 6）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第5項の規定に基づき、法第17条から第22条までに規定する職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第5条 職員の採用に係る法第17条の2第1項ただし書に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会で定める場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(条件付採用期間の延長)</p> <p>第16条 職員が、法第22条第1項に規定する条件付採用の期間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合には、その日数が90日に達するまで、当該職員の条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることはできない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第5項の規定に基づき、法第17条から<u>第22条の3</u>までに規定する職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第5条 職員の採用に係る法第17条の2第1項ただし書に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会で定める場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。</u></p> <p>(条件付採用期間の延長)</p> <p>第16条 職員が、法第22条に規定する条件付採用の期間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合には、その日数が90日に達するまで、当該職員の条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることはできない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</u></p>

(臨時的任用ができる場合)

第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合は、
現に職員(臨時的任用職員を除く。)でない者を
臨時的に任用することができる。この場合
において、当該臨時的任用は、法第22条第2
項前段に規定する人事委員会の承認があった
ものとみなす。

(1)～(2) (略)

2 前項の規定により行われた臨時的任用につ
いて、その任用期間を更新する場合は、法第
22条第2項後段に規定する人事委員会の承認
があったものとみなす。

(委任する事務)

第18条 法第8条第3項に規定する人事委員会
規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 第5条第1号、第2号、第5号及び第6
号に掲げる職への採用の選考の実施に関す
る事務

(4) 第6条に掲げる職への昇任の選考の実施
に関する事務

(臨時的任用ができる場合)

第17条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠
員を生じた場合において、次の各号に掲げる
場合に該当するときは、現に職員(臨時的任用
職員を除く。)でない者を臨時的に任用するこ
とができる。この場合において、当該臨時的
任用は、法第22条の3第1項前段に規定する
人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)～(2) (略)

2 前項の規定により行われた臨時的任用につ
いて、その任用期間を更新する場合は、法第
22条の3第1項後段に規定する人事委員会の
承認があったものとみなす。

(委任する事務)

第18条 法第8条第3項に規定する人事委員会
規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 第5条第1項第1号、第2号、第5号及
び第6号に掲げる職への採用の選考の実施
に関する事務

(4) 第5条第2項に規定する会計年度任用職
員の採用の選考の実施に関する事務

(5) 第6条に掲げる職への昇任の選考の実施
に関する事務

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。